

小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例（令和2年条例第10号）（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(愛玩動物の飼養登録)

第2条 条例第8条第1項の規定による登録の申請は、愛玩動物の飼養登録申請書（別記様式第1号）を提出して行うものとする。

2 条例第8条第3項の規定による飼養登録証の交付は、飼養登録証（別記様式第2号）により行うものとする。

3 条例第8条第4項の規定による再交付の申請は、飼養登録証再交付申請書（別記様式第3号）を提出して行うものとする。

4 条例第8条第6項の規定による登録事項の変更届出は、登録事項変更届出書（別記様式第4号）を提出して行うものとする。

5 条例第8条第7項の規定による飼養登録の抹消届出は、飼養登録抹消届出書（別記様式第5号）を提出して行うものとする。

(指定獣医師)

第3条 条例第8条第9項の規定による村長が指定する獣医師は、次の各号に定める者とする。

(1) おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会の職員である獣医師

(2) その他村長が必要と認める者

(身分証明書)

第4条 条例第22条第2項の規定による職員の身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第6号）とする。

(首輪)

第5条 条例別表第2に規定する首輪は次の各号に定めるものとする。

(1) 村長が交付するもの

(2) 前号に定めるもののほか、長さ調節機能及び安全機能を有しているもの

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

小笠原村長 殿

飼い主 氏名：
住所：
電話番号：
メールアドレス：

愛玩動物の飼養登録申請書

小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例第8条第1項の規定により、
次のとおり申請します。

種類	犬 ・ 猫 ・ その他 ()		
呼称			
品種	() ・ 雑種 ・ 不明		
性別	オス	メス	不明
数			
毛色又は体色			
その他の特徴			
生年月日	年 月 日		
個体識別措置	マイクロチップ 年 月 装着済 ・ 装着予定 (No.)		
	首輪 ・ 足環 ・ その他 ()		
繁殖防止措置	避妊去勢手術 年 月 実施済 ・ 実施予定		
	その他 ()		
飼養形態	室内 ・ 室内外 ・ 室外		
飼養場所			
備考			/ 枚 総枚数 枚

村使用欄	登録番号		登録日	年 月 日
------	------	--	-----	-------

(備考)

- 1 飼い主が複数人となる場合は、各人が記名すること。事業者等が飼い主となる場合は、事業者名、代表者名及び所在地を記入すること。
- 2 哺乳類、鳥類、爬虫類については、1 個体ごとに申請すること。それ以外の愛玩動物（以下「ペット」という。）については、種類・分類ごとに登録すること。
- 3 「呼称」は、飼い主がペットに名付けた呼称、名称等があれば記入すること。
- 4 「品種」は、可能な限り具体的な種名（例：秋田犬、柴犬、ペルシャ、シヤムなど）を記入すること。
- 5 「性別」は、ペットの性別について、いずれかを選択すること。
- 6 「数」は、哺乳類、鳥類、爬虫類以外のペットを複数個体飼っている場合に、オス・メス・不明別に個体数を記入すること。
- 7 「毛色又は体色」、「その他特徴」は、ペットの主だった毛色又は体色（例：猫であれば、茶、黒、白、三毛、斑・寅縞（茶白、灰白）など）、その他の特徴を記入すること。
- 8 「生年月日」は、ペットの生年月日を分かる範囲で記入すること。生年月日が不明の場合は、飼養開始年月日を記入すること。
- 9 「個体識別措置」は、マイクロチップによる場合は、装着年月及びマイクロチップ番号、又は装着予定年月を記入すること。首輪、足輪による場合は、いずれかを選択し、その他の方法による場合は、その方法を記入すること。
- 10 「繁殖防止措置」は、避妊去勢手術による場合は、実施年月又は実施予定年月を記入すること。その他の方法による場合は、その方法を記入すること。
- 11 「飼養形態」は、いずれかを選択すること。
- 12 「飼養場所」は、ペットの飼養場所が飼い主の住所と異なる場合は、その場所を記入すること。
- 13 「備考」は、ペットの飼養の登録に関して、その他必要な事項を記入すること。
- 14 複数のペットの登録を申請する場合においては、2 枚名以降の申請書では、飼い主の記名以外の重複する項目の記入を省略することができる。

飼 養 登 録 証



次の事項に相違ないことを証明します。

年 月 日

小笠原村長

飼 い 主		氏名			
		住所			
		電話番号			
愛 玩 動 物	登録番号			登録日	
	呼称			種類	
	品種				
	性別	オス	メス	不明	※1 魚類、昆虫類 などの場合のみ
	数※1				
	毛色又は体色				
	その他の特徴				
	生年月日※2	※2 不明の場合は飼養開始年月日			
	個体識別措置				
		マイクロチップ No.			
	繁殖防止措置				
	飼養形態				
	飼養場所				
備考					

小笠原村長 殿

飼い主 氏名：
住所：
電話番号：

飼養登録証再交付申請書

小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例第8条第4項の規定により、
次のとおり申請します。

愛玩動物の呼称	
登録番号	
再交付内容	<input type="checkbox"/> 飼養登録証 <input type="checkbox"/> 首輪
申請理由	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 損傷

小笠原村長 殿

飼い主 氏名：
住所：
電話番号：

登録事項変更届出書

小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例第8条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

愛玩動物の呼称	
登録番号	
変更事由	
変更年月日	年 月 日
変更内容	変更前： 変更後：

(備考)

- 1 村外への転居又は移転、若しくは村外でペットの譲渡を行った場合は、飼養登録の抹消の届け出を行うこと。
- 2 村内でペットの譲渡を行った場合は、旧飼い主は飼養登録抹消届出を、新飼い主は飼養登録申請をそれぞれ行うこと。

別記様式第6号（規格縦55mm×横91mm）

（表）

身分証明書		写 真
所属		
職名		
氏名	生年月日	
上記の者は、小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例第22条第1項の規定による立ち入り検査をすることができる職員であることを証明する。		
年 月 日		
小笠原村長		印

（裏）

注 意
1 本証は、愛玩動物の飼養施設その他必要な物件に立ち入る場合は、必ず携帯しなければならない。
2 本証は、関係人の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。
3 本証を、他人に貸与若しくは譲渡してはならない。
4 本証の交付期間は、交付の日から1年とする。
小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例抜粋 （検査等）
第22条 村長は、この条例の運用に必要な限度において、飼い主に対し、飼養個体に関し報告を求め、又はその職員に、飼養個体の飼養施設その他必要な物件に立ち入り、物品又は飼養個体を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。